

社会福祉法人真澄児童福祉会の役員に対する費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人真澄児童福祉会（以下「法人」という）の役員に対する費用の弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程による費用の弁償とは、役員が法人の用務等のため旅行を必要とする時の費用並びに理事会及び監事監査等に出席した時の費用について弁償することをいう。

(役員の種類)

第3条 この法人の役員とは、理事長、理事、監事及び評議員をいう。

(費用弁償の範囲等)

第3条 役員が法人の用務等により旅行する場合の費用弁償の範囲は、職員の旅費規程の定めるところとする。ただし、日当については職員の旅費規程に定める日当定額に5,000円を、宿泊費については10,000円をそれぞれ加算する。

2. 役員が理事会、評議員会に出席し又は監事が監査業務に従事した場合は、前項の規程にかかわらず1回につき10,000円を支給する。

(実施規程)

第5条 この規程に定めるものの他、必要な事項は理事長が別に定める。

付則 この規程は、平成29年1月1日から施行する。